

事 務 連 絡
平 成 1 9 年 7 月 1 3 日
中 小 企 業 庁 経 営 支 援 部 経 営 支 援 課
改 正 : 平 成 2 4 年 4 月 2 7 日
中 小 企 業 庁 経 営 支 援 部 新 事 業 促 進 課

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の 運用に係る実施要領について

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「法」という。）」の運用については、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成19年政令第194号。以下「施行令」という。）」、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成19年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）」、「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（平成19年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）」に定めるもののほか、本要領に定めるものにて実施されるよう協力をお願いします。

なお、以下では総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を「主務大臣」に、当該主務大臣に係る地方支分部局の長を「地方支分部局の長」とし、環境大臣及び文部科学大臣を「関係行政機関の長」ということとします。

第1 地域産業資源の内容の指定

1. 都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源を特定するとともに、地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を併せて設定し、その内容を定める。
2. 都道府県知事は、地域産業資源の内容を定め、又は変更した時は、遅滞なく一覽性を持って公表するとともに、地方支分部局の長に通知する。

また、通知を受けた地方支分部局の長は、速やかに主務大臣に送付するものとする。

第2 地域産業資源活用事業計画に係る手続

一 中小企業者による地域産業資源事業計画の申請書の作成

1. 経済産業大臣は、中小企業者が、地域産業資源を活用して消費者等に価値を提供していくための効果的な支援を適切に行うため、基本方針に従って、支援事務局を

各経済産業局の所在地と同一県内（北陸地域においては石川県）に設置するものとする。

2. 支援事務局の設置にあたっては、別添2の支援事務局設置要綱を定めるものとする。
3. 地域産業資源活用事業計画の申請書の作成にあたっては、中小企業者は支援事務局に事前に相談することができる。
4. 相談を受けた支援事務局は、経済産業局に事業計画の内容を伝え、経済産業局は主務省庁の地方支分部局に意見照会を行い、その結果を集約して当該事業者に伝える。

二 都道府県による地域産業資源活用事業計画の受理、意見付与手続

都道府県知事は、中小企業者から施行規則第1条に基づく地域産業資源活用事業計画の提出を受けたときは、当該事業計画が都道府県における地域産業資源の活用促進の方向性に合致しているかどうかの観点から、様式第1に当該事業計画に対する意見を記入し、当該事業計画に係る申請書類とともに経済産業局長及び当該主務省庁の地方支分部局の長に送付するものとする。

三 地域産業資源活用事業計画の関係行政機関の長への協議

1. 地方支分部局の長は、申請のあった地域産業資源活用事業計画のうち、自然や文化財等の観光資源を活用した地域産業資源活用事業計画については、速やかに主務大臣に送付するものとする。
2. 主務大臣は、地方支分部局の長から送付を受けたときは、関係行政機関の長に協議を行う。手続きは経済産業省が行うこととする。
3. 主務大臣は、協議の結果を速やかに地方支分部局の長に送付する。

四 地域産業資源活用事業計画の評価

1. 地方支分部局の長は、都道府県知事からの意見付与を経て申請のあった地域産業資源活用事業計画の認定を適切に行うため、基本方針に従って、評価委員会を経済産業局に設置する。
2. 評価委員会の設置にあたっては、別添1の地域産業資源活用事業評価委員会設置要綱を定めるものとする。
3. 評価委員会は、当該事業計画が基本方針に定める要件に合致し、地域産業資源活用事業計画の認定に相応しいか否かについて評価を行う。評価にあたっては、別添3の評価基準に沿って評価を行う。

五 地域産業資源活用事業計画の認定に係る手続

1. 都道府県知事の意見付与を経て申請のあった地域産業資源活用事業計画の認定にあたり、経済産業局長及び当該事業計画に係る地方支分部局の長は、認定の適否の

判断については、関係行政機関への協議の結果及び評価委員会の評価を踏まえることとする。

2. 経済産業局長及び当該地方支分部局の長は、関係行政機関への協議の結果及び評価委員会の評価を踏まえて、地域産業資源活用事業計画を認定するときは、様式第2により、それぞれ認定書を作成し、記名押印の上、当該地域産業資源活用事業計画の申請者に交付する。

また、認定しないこととしたときは、様式第3により、当該申請者に交付する。

3. 経済産業局及び当該地方支分部局は、地域産業資源活用事業計画の送付を行った都道府県に対し、申請者に交付した様式第2又は様式第3の写しを送付して、地域産業資源活用事業計画の認定審査の結果を報告することとする。
4. 地方支分部局の長は行政手続法第11条の規定（複数の行政庁が関与する処分）に従い、事務手続及び審査にあたって緊密に連絡を取り合う。

六 認定地域産業資源活用事業計画の変更の認定に係る手続

1. 都道府県知事は、中小企業者から施行規則第2条に基づく地域産業資源活用事業計画の変更の申請書の提出を受けたときは、前記第2の二を準用する。
2. 経済産業局長及び当該事業計画に係る地方支分部局の長は、都道府県知事から施行規則第2条に基づく地域産業資源活用事業計画の変更の申請書が送付されたときは、前記第2の三から五を準用する。その際、計画変更を認定する場合は様式第4、不認定とする場合は様式第5により、当該申請者に交付する。
3. 認定地域産業資源活用事業計画を変更した場合における地域産業資源活用事業に関する事業の実施期間は、変更前の当該計画を実施した期間を含めて、5年以内とする。

七 認定地域産業資源活用事業計画の取消に係る手続

1. 経済産業局長及び当該地域産業資源活用事業計画を認定した地方支分部局の長は、認定地域産業資源活用事業計画の遂行に著しい支障が生じており、当該事業計画に基づく地域産業資源活用事業が実施される見込みがなく、その結果、当該事業が法第6条第4項の規定に該当しなくなると認められる場合又は当該事業が実施されていないと認められる場合には、その認定を取り消すことができる。
2. 経済産業局長及び当該地方支分部局の長は、前記1により認定を取り消すときは、様式第6により、認定取消し書をそれぞれ作成し、記名押印の上、当該認定事業計画を申請した事業者に交付する。
3. 経済産業局及び当該地方支分部局は、当該事業計画の送付を行った都道府県に対し、申請者に交付した様式第6の写しを送付して、当該事業計画の取消しを行った旨を報告することとする。

第3 標準処理期間

地域産業資源活用事業計画の認定及び変更の手續に係る標準処理期間を以下のとおり定める。

手續名	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により行われた電子申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
地域産業資源活用事業計画の認定	55日	60日
地域産業資源活用事業計画の変更の認定	55日	60日

第4 指導及び助言の具体的内容

- 一 主務大臣及び地方支分部局の長は、中小企業者の利便に資するため、法の運用を担当する部署を定めるとともに、担当窓口を設ける等、法の周知徹底に努める。
- 二 主務大臣及び地方支分部局の長は、地域産業資源活用事業計画が的確に実施されるよう、必要に応じて次に掲げる指導及び助言を行う。
 1. 地域産業資源活用事業計画に係る手續及び支援策を紹介すること。
 2. 地域産業資源活用事業計画の認定により、公的融資又は公的債務保証（以下「融資等」という。）が行われることを期待する中小企業者から地域産業資源活用事業計画の申請について相談があった場合は、当該中小企業者に対し、地域産業資源活用事業計画の認定の判断と融資等の判断は別個のものであり、地域産業資源活用事業計画の認定が融資等を保証するものではない旨を明確に説明すること。

なお、融資等に係る関係機関に対しては、融資等の実現が図られるよう、協力を求めることとする。
 3. 認定地域産業資源活用事業計画の遂行上、支障が生じていることを認める場合においては、計画内容、実施方法について計画変更を含め、事業者に対し再検討を促すこと。

地域産業資源活用事業評価委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この地域産業資源活用事業評価委員会設置要綱は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針に基づき設置される地域産業資源活用事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関する事項を定めることにより、地域産業資源活用事業計画が認定に相応しい計画か否かについての評価を、適切に行うことを目的とする。

(構成)

第 2 条 評価委員会は経済産業局に設置することとする。

二 評価委員会は、地域産業資源活用事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等（学識経験者、金融機関経験者等）の評価委員で構成し、主務省庁の地方支分部局の意見を踏まえて、経済産業局長が評価委員を指名することとする。

三 評価委員は 5 名以上とする。

四 評価委員会に委員長を置く。委員長は、主務省庁の地方支分部局の意見を踏まえて、経済産業局長が指名することとする。

五 委員長は、地域産業資源活用事業計画の内容に応じて適切な評価を行うため、計画の内容に応じて評価に加わることができる専門委員を評価委員会に配置することができるものとし、主務省庁の地方支分部局の意見を踏まえ、経済産業局長が専門委員を指名することとする。

六 透明性、公平性の観点から、以下の条件に該当する評価委員及び専門委員（以下「委員」という。）については評価から外すこととする。

- 1 当該案件の申請企業（子会社を含む。）の役員又は従業員及びその親族である者
- 2 当該案件の申請企業の主要な顧客・取引先その他、事業活動について当該時点で利害関係を有する者
3. その他の利害関係を有する者

(任期)

第 3 条 前条に定める委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。なお、再任を妨げない。

(評価委員会開催)

第 4 条 評価委員会は、地域産業資源活用事業計画の申請状況等を勘案し、開催することとする。

二 評価委員会は、委員長が招集する。

三 評価委員会は、評価を行うことができる委員の 1 / 2 以上の者の出席をもって成

立する。ただし、議決を伴わない場合は、適用を除外する。

四 評価委員会の議決は満場一致で総意とする。

五 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

六 評価委員会においては、評価委員は書面により評価の議決に加わることができる。

その場合において、当該委員は評価委員会に出席したものとみなす。

七 委員が評価委員会を欠席する際には、必要に応じて、委員に順ずる職責の者が代理出席し、議決を行うことができる。

(オブザーバーの参加)

第5条 委員長は、必要に応じて、評価委員会にオブザーバーを参加させることができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、経済産業局に事務局を設置し行うこととする。

(守秘義務)

第7条 委員及びオブザーバー等は、地域産業資源活用事業計画の内容及び業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

(その他)

第8条 評価委員会は、この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

支援事務局設置要綱

(目的)

第1条 この支援事務局設置要綱は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針に基づき設置される支援事務局の運営に関する事項を定めることにより、中小企業者が、地域産業資源を活用して消費者等に価値を提供していくための効果的な支援を適切に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この設置要項において「支援事務局」とは、次の各号を指すものとする。1 中小企業者が実施する地域産業資源活用事業の計画段階から実施段階まで一貫して、助言等の支援を行う「地域支援事務局」
2 各地域支援事務局の支援の充実を図るため、各地域に対して適切な専門家の紹介や全国規模の販路開拓等の支援を実施する「全国推進事務局」

(構成)

第3条 第2条第1号の地域支援事務局は、各経済産業局等（経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局）の管轄区域毎に設置するものとする。
二 第2条第2号の全国推進事務局は、東京都内で中小企業庁に近接する場所に設置するものとする。
三 支援事務局には、マーケティング等に精通したコンサルタントや、起業経験者、商社、金融機関の出身者等実務に精通した専門家等を支援マネージャーとして配置するものとする。
四 支援事務局には、マーケティング、法務・知財、技術、IT、人事・労務、経理・財務管理等に精通した専門家を支援アドバイザーとして登録し、中小企業の課題に応じてアドバイスを実施するものとする。
五 透明性、公平性の観点から、以下の条件に該当する支援マネージャーについては、支援から外すこととする。
1. 当該案件の申請企業（子会社を含む。）の役員又は従業員及びその親族である者
2. 当該案件の申請企業の主要な顧客・取引先その他、事業活動について当該時点で利害関係を有する者
3. その他の利害関係を有する者

(任期)

第4条 前条に定める支援マネージャー及び支援アドバイザーの任期は、契約の日の属する年度の末日までとする。なお、再任は妨げない。

(守秘義務)

第5条 支援マネージャー及び支援アドバイザーは、地域産業資源活用事業計画の内容及び業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

(その他)

第6条 支援事務局は、この要綱に定めるもののほか、支援事務局の運営に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

地域産業資源活用事業計画の評価基準

以下の1～4の各項目について「○（要件に該当している）」、「×（要件に該当するためには改善を要する）」で評価を行い、一つでも×があった場合には、認定すべきでない旨の評価とする。

1. 地域産業資源の新たな活用の視点の提示

①地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

地域産業資源の活用により、品質、機能又は効用において、従来の商品との差別化が実現されるものとなっていること。

※従来の商品との差別化の評価に当たっては、事業者による評価だけでなく、市場における評価を加味することが重要である。このため、申請書には、①相違点・改良点の説明だけでなく、②想定顧客、流通業者、地域の関係機関、学識経験者等を対象としたヒアリング調査の結果等も添付するものとし、それらを踏まえて評価する。必要に応じ、経済産業局等が別途ヒアリング等を行い、その結果を評価委員会に報告する。

なお、経済産業局等は、自ら行ったヒアリングの結果や、評価委員会の評価を参考に申請書を審査し、認定の適否を判断する。

②地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

地域産業資源の活用により、品質、機能又は効用において、従来の商品との差別化が実現されるものとなっていること。あるいは、従来の事業方式との差別化に資する改良を行うための新たな生産加工技術の導入等がなされていること。

※従来の商品との差別化の評価に当たっては、事業者による評価だけでなく、市場における評価を加味することが重要である。また、新たな生産加工技術の導入による、従来の事業方式との差別化の評価に当たっては、当該技術に精通する専門家等の評価を加味することが重要である。このため、申請書には、①相違点・改良点の説明だけでなく、②想定顧客、流通業者、地域の関係機関、学識経験者等（新たな生産加工技術の導入の際には、当該技術に精通する専門家を含む）を対象としたヒアリング調査の結果等も添付するものとし、それらを踏まえて評価する。必要に応じ、経済産業局等が別途ヒアリング等を行い、その結果を評価委員会に報告する。

なお、経済産業局等は、自ら行ったヒアリングの結果や、評価委員会の評価を参考に申請書を審査し、認定の適否を判断する。

③地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

地域産業資源の活用により、品質、機能又は効用において、従来の商品・役務との差別化が実現されるものとなっていること。あるいは、従来の事業方式との差別化に資する改良を行うための新たな役務提供方式の導入等がなされていること。

※従来の商品・役務との差別化の評価に当たっては、事業者による評価だけでなく、市場における評価を加味することが重要である。また、新たな役務提供方式の導入による従来の事業方式との差別化の評価に当たっては、当該役務に通ずる専門家等の評価を加味することが重要である。このため、申請書には、①相違点・改良点の説明だけでなく、②想定顧客、流通業者、旅行代理店、地域の関係機関、学識経験者等（新たな役務提供方式の導入の際には、当該役務に精通する専門家を含む）を対象としたヒアリング調査の結果等も添付するものとし、それらを踏まえて評価する。必要に応じ、経済産業局等が別途ヒアリング等を行い、その結果を評価委員会に報告する。

なお、経済産業局等は、自ら行ったヒアリングの結果や、評価委員会の評価を参考に申請書を審査し、認定の適否を判断する。

2. 需要開拓の可能性

下記①かつ②の要件を満たすもの。

- ①当該事業における商品等の域外に対する販売が増加し、それが当該中小企業者の総売上高にとって相当程度大きなものとなっていること。（5%以上を基準とする。）
- ②当該事業における商品及び役務が当該中小企業者の既存事業と異なる事業分野の需要開拓を図るものである場合等においては、事業として成り立つ程度の規模であること。（計画終了時に黒字を達成することを基準とする。）

なお、これらの評価に当たっては、（1）競合製品・役務と比較した優位性、（2）需要の開拓の方針の明確性、（3）市場ニーズ・市場規模を考慮することとする。

（1）競合する類似商品・役務と比べた優位性

- ・流通業者等を対象とした調査等により市場での商品や役務の競合状態が的確に把握されている。
- ・競合する商品等と比較して優れた品質・機能等を有しており、想定される流通業者や顧客等に対する調査等において当該商品の満足度が既存の商品等よりも高いと半数以上の回答を得るなど、競合品と比べて優位性を有していると認められる。

(2) 需要の開拓の方針の明確性

- ・ 販売ターゲットが明確であり、具体的な販売促進活動の方針がある。かつ、当面の販売先や販売ルートが適切に想定されている。

(3) 市場ニーズ・市場規模

- ・ 想定される顧客等を対象とした調査等により既存の商品等に対する具体的な不満やそれを解決する新商品に対するニーズが把握されている。
- ・ その市場規模や今後の動向が合理的な方法で把握・推計されており、その市場規模が事業として行うに足りるものである。

3. 自然や文化財等の地域産業資源の持続的活用のための配慮

自然や文化財等の保護の観点から、自然や文化財等の観光資源を活用した地域産業資源活用事業計画においては、それらの活用により自然や文化財等そのもの又はその周辺の環境が破壊されることがないように、それら地域産業資源の持続的活用のための配慮がなされていること。

4. 計画の妥当性

①実施計画の妥当性

計画の実施項目が具体的かつ明確であり、その実現が見込まれるものであること。

②資金計画の妥当性

計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法を含む資金計画の実現が見込まれるものであること。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
の運用に係る各種様式集

様式 1 : 地域産業資源活用事業計画に係る意見書

様式 2 : 地域産業資源活用事業計画に係る認定書

様式 3 : 地域産業資源活用事業計画に係る不認定書

様式 4 : 地域産業資源活用事業計画の変更に係る認定書

様式 5 : 地域産業資源活用事業計画の変更に係る不認定書

様式 6 : 地域産業資源活用事業計画に係る取消し書

様式 7 : 課税の特例に係る確認申請書に係る確認結果通知書

(様式第1)

番 号
年 月 日

地域産業資源活用事業計画に係る意見書

主務大臣名 殿

都道府県知事名 印

年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった地域産業資源活用事業計画「(事業名)」について、下記のとおり意見を付しましたので、送付します。

記

1. 事業名
2. 申請者名及び共同申請者名
3. 地域産業資源活用事業計画に係る意見
(当該事業計画において活用される地域産業資源の指定の有無、及び、当該事業計画が都道府県における地域産業資源の活用の促進の方向性に合致しているか。)

(様式第2)

番 号
年 月 日

地域産業資源活用事業計画に係る認定書

殿

地方支分部局長名 印

平成 年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった地域産業資源活用事業計画「(事業名)」については、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定します。

(様式第3)

番 号
年 月 日

地域産業資源活用事業計画に係る不認定書

殿

地方支分部局長名 印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった地域産業資源活用事業計画「(事業名)」については、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

(例) 地域産業資源活用事業計画における需要開拓の可能性について、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針に照らし適切と認められないため。

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣(主務大臣が複数の場合は「経済産業大臣及び〇〇大臣」とする。)に対して審査請求をすることができる。

注 処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の審査請求を提起することができなくなる。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

注2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(様式第4)

番 号
年 月 日

地域産業資源活用事業計画の変更に係る認定書

殿

地方支分部局長名 印

平成 年 月 日付けをもって別添書類により変更申請のあった地域産業資源活用事業計画「(事業名)」については、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき認定します。

(様式第5)

番 号
年 月 日

地域産業資源活用事業計画の変更に係る不認定書

殿

地方支分部局長名 印

平成 年 月 日付けをもって変更申請のあった地域産業資源活用事業計画「(事業名)」については、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣（主務大臣が複数の場合は「経済産業大臣及び〇〇大臣」とする。）に対して審査請求をすることができる。

注 処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の審査請求を提起することができなくなる。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

注2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(様式第6)

番 号
年 月 日

地域産業資源活用事業計画に係る認定の取消し書

殿

地方支分部局長名 印

平成 年 月 日付けで認定をした地域産業資源活用事業計画「(事業名)」については、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取消す理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣(主務大臣が複数の場合は「経済産業大臣及び〇〇大臣」とする。)に対して審査請求をすることができる。

注 処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の審査請求を提起することができなくなる。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

注2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。ただし、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(様式第7)

番 号
年 月 日

課税の特例に係る確認申請書に係る確認結果通知書

殿

経済産業局長名 印

平成 年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった課税の特例に係る確認申請書「(事業名)」については、改正前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第11条の規定に基づき確認を行った結果、経済産業大臣が定める基準を満たすことが確認されましたので、通知します。